

九谷焼技術者自立支援工房 個室工房の使用留意事項

1 使用上の注意義務

使用者は、石川県立九谷焼技術者自立支援工房個室工房（以下「個室工房」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって使用するとともに信義、誠実に従って行為すること。

2 使用上の義務

使用者は納入通知書で毎月 10 日までにその月の使用料を納付すること。

使用者は納入通知書で指定日（翌月 25 日頃）までに電気・水道使用料を納付すること。

使用者はプロパンガス使用に関しては、業者（グロリアガス北陸販売）と契約すること。

3 禁止事項

- (1) 作業用以外で使用（生活の場など）すること。
- (2) 個室工房の一部又は全部を第三者に転貸すること。
- (3) 個室工房管理者（以下「管理者」という。）の許可なく、他者に共同使用させること。
- (4) 個室工房の保全に害となる行為。
- (5) 爆発性、発火性のある物質、その他危険又は不潔悪臭のある物質を個室工房に搬入し、格納すること。
- (6) 動物を個室工房内で飼育すること。
- (7) 廃棄物について管理者の指定する方法以外で捨て、放置すること。
- (8) 風紀、衛生、騒音、犯罪、暴行等により他人の業務を妨害すること。
- (9) 自動車等を管理者の指定する場所以外に置くこと。
- (10) 電灯を消灯せず、扉を施錠せず、窯その他電気機器等を、消火、電源を切らずに退出すること。
- (11) 個室工房内での飲酒、喫煙（敷地内禁煙）

4 個室工房 鍵

個室工房出入口、飾台、共同工房通用口（トイレ利用）に係る鍵を使用開始時に渡すので保管し、退所時に返還すること。

5 修理

故意若しくは過失に基づく事由による修理は、使用者が費用を負担して実施するものとする。

6 管理者の個室工房内立ち入り点検

管理者は、個室工房の保守管理上必要があるときは、予め使用者に通知したうえで、個室工房内に立ち入り、これを点検し適宜措置を講ずることができる。ただし、緊急又は非常の場合で、管理者が予めこの旨を通知すること出来ないときは、事後すみやかに使用者に通知するものとする。この場合には、使用者は管理者に協力しなければならない。

7 損害の賠償義務

使用者又は訪問者等の故意又は過失により、管理者又は他の使用者若しくは第三者に損害を与えた場合は、使用者は管理者にすみやかに報告するとともに自己の責任をもって直ちに原状回復その他の方法により損害の一切を賠償しなければならない。

8 防犯・夜間照明

防犯ブザー（個室工房内）防犯カメラ（中庭）を設置と支援工房敷地内に人感センサー照明設置（二カ所）

9 カーテン等

必要であれば各自設置し、中から施錠しカーテンは開け 午後 5 時以降は閉める。

10 可燃ゴミ・プラゴミ・廃棄物

ゴミは能美市の収集指定日に研修所前へ、廃棄物は各自が産業廃棄物処理業者に持ち込み処理する。

11 その他

- (1) 個室工房使用上の事故、怪我について管理者は責任を負いませんので、使用者が各自、損害保険等に加入する事をお薦めします。
- (2) 石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例および同施行規則を厳守すること。